

第16回 函館市自治基本条例策定検討委員会要旨

日 時 平成20年6月23日(月) 18:30~20:30

場 所 函館市役所8F 大会議室

1 開 会

2 参加・協働について

(委員長)

前回の議論を踏まえて「参加・協働」について庁内検討プロジェクトチームから条例案を作成していただいたので説明をお願いしたい。

(庁内検討プロジェクトチーム)

●市民参加関係部分について

第1案について解説

- ・ 第1項：“まちづくりの市民参加を推進する”という部分と，“市民の参加を保障する”という部分をまとめた。保障については、「参加の機会を保障します」とした。
- ・ 第2項：「政策の立案等の各段階における意見」よりも「市政に対する提案」の方がひろく、またさらに広い意味の「まちづくり」全般に対するものとするほうが適当と考えて「まちづくりに関する市民からの提案」とした。
- ・ 第2項：提案については、市で制度化しているものに限らず提出してもらった上でまちづくり活動に反映させることになるので、文末を「これが反映されるよう努めます」として、「仕組みの整備」の方法に限らず広く反映させていくという趣旨で作成した。
- ・ 第3項：これまでも制度化されていた部分の充実と、制度化されていないものについては今後制度として整備すべきということを踏まえ「仕組みの整備・充実に努めます」とした。

第2案について解説

- ・ 第1案に、まちづくりへの市民参加を推進するための具体的な仕組みについての規定をくわえたもの。
- ・ 市民協働の上の中の具体的な仕組みを詳しく規定する必要があるという議論があったが、このままでも整合性には問題はない
- ・ 第2項と第4項の文末が同一なので、第2案を採用する場合は調整必要。

また、市民参加と市民協働に似たような、具体的な施策が出てくると、市民参加と協働の関係を整理する必要があるのではないかということがある。

●市民協働関係部分について

- ・ 第1項：「互いに理解する」→「それぞれの立場を理解し」とした
- ・ 第1項：議会を条文に入れた。
- ・ 第2項：「場の提供と機会づくり」→「環境づくり」とした。

具体的に規定することが難しいことと、他の条文との規定のバランスからこのようにした。

- ・第3項：「支援を行う」という部分を挿入し、「市民の自主性」→「市民の自主性および主体性」とした。
- ・第3項別案：主語を「市民は」としたものであり、市民がまちづくりにとりくみ、それについて議会および市が市民の自主性、主体性を尊重する、といった形になっている。前半部分が「市民の責務」と関わってくる。第2項を受けての第3項という意味合いで考えると、つながりがなくなるかと思う。

(委員長)

だいぶすっきりしてきていると思う。

まず市民参加の推進の部分だが、第1案、第2案と出ている。その違いとしては、第1案に加えて、第2案の第2項の部分が入ってきているというものである。ざっと見たところ、次の協働の方の案と、市民参加の方の第2項については、それほど同じように重なる文章ではなく、異なった表現になっているので、第2案の第2項が入っても不自然ではないように私は感じた。いかがか。

どちらの案でも良いと思うが、「市民の参加の機会を保障する」と言うのと「市民の参加を保障する」というのはニュアンスとして違ってくるのか。

(庁内検討プロジェクト)

このままつなぐと「参加を推進しおよび保障します」という形になるが、内容としては“機会”の保障になるのではないかと思う。

(丸藤委員)

「参加の機会を保障する」のと「参加を保障する」のとニュアンスの違いについては私もよくわからない。第2案の第2項にも「活動の場の提供、機会づくり」が入っていて、第1項も「参加の機会を保障します」なので、代わりに良い表現があるかとかどこをどう直すかということについてはよく判らないが、確かに言われてみれば、そう（ニュアンスに違いがある）なのかなとは思う。

第1案と第2案のどちらが良いかという話であれば、私は第2案のように具体的な仕組みを規定されているものの方が、市の根気度というか、きちんとやってくれるのだということが伝わってくるし、実際にこういうことが書かれていることで、具体的にやっていこうと言う気持ちにもなると思うので第2案が良いとおもう。

(委員長)

「市民の参加を保障し、市民参加を推進します」などの表現でも良いような気がする。市民参加というと、“機会”の保障なのだろうか？

(丸藤委員)

機会だけではなく、機会以外のものも保障していただきたい、という気はする。

(川田委員)

第2案のほうが良いと思うが、その中の「活動の場の提供、機会づくり」というのは次の市民協働のところと、文言は変えてくれているが、内容としてはかなりかぶる部分があるがそれはいいのだろうか。

「参加の機会を保障します」に関しては、私の考えで言えばそれで十分であると思う。結果の保証はすべきではないと思う。

(委員長)

結果の保証をするということではなく…。なんとえばよいか…。

(川田委員)

チャンスは保障するべきだと思う。市としてできることは機会の保障が限度ではないだろうか。

(委員長)

丸藤委員にお聞きするが、例えば参加の保障に関して、“機会”以外に保障するとすればどのようなことがあると思うか。

(丸藤委員)

次の項などに出ているような、仕組みや整備ということもあると思うが、全部が“機会”に集約されるのだと言われれば確かにそうなのかもしれないけれども、何か機会以外のものがあるのではないか。例えば、前の議論にもあった“市民参加によって不利益が発生しない”ことなどもそうなのではないか。

(委員長)

“機会”だけにとどまってしまうのは、すごく狭い気がする。

(丸藤委員)

私も結果保証は必要ないと思う。

(委員長)

たしかに。制度の仕組みを充実させると言うことも、参加の仕組みの充実になるので、機会の保障以外の市民参加の推進になる。

(川田委員)

第1項の主語は「市は」であるので、チャンスを保障するのは役所の仕事、それをどう生かすかは市民の仕事、ということではいかがか。

(委員長)

ただ、市民の参加を推進するのが市役所だとして、「市民参加の仕組みを整備」することや、「参加に伴う利益・不利益」の問題もあるだろうし、色々なことを考えられる。“機会”という言葉に全部を持っていけるかどうかという感じがする。

場合によっては第1項を「市民の参加を推進します」で止めても、問題ないような気がするが。

(大久保委員)

第1案と第2案だと、第2案が良いと思う。読んでいて、中身についてもイメージが沸く。“機会”については、このままでもイメージとしては入ってくるので、このままの第2案でも良いのではないかと思う。

(木下委員)

私は先ほど委員長が言ったように、「推進します」で止めた方が、頭の中に入って来やすい。参加の機会などを入れると、次にどうつながっていくかというところで、この部分だけ浮いてしまうような気がする。むしろ「推進します」で終わって、第2項でそれを受けてという形の方が良いと思う。

(委員長)

私もそういう感じは持つ。第1項「推進します」で切ってしまい、第2項で「推進するため…」とう

まくつながる感じがする。

(佐々木委員)

第2案のほうが、読んでいてわかりやすいし、第1項についても「推進します」で止めてしまった方が、次のところを読むと具体的な中身がわかるので良いのではないかと思う。

(市居委員)

私は、このままの第2案が良いと思う。先ほど川田委員がおっしゃっていたが、ある程度市民の責任のところも押さえた上でやっていかないといけないと思う。参加を推し進めるのは市がやっていくことなので、その参加をするタイミングをどういう風に生かすかということは市民が考えるものなのではないかと思う。

(沢口委員)

第2案が良いと思う。第1案だとおそらく、解説が長々と出てくるのではないかと思うが、第2案ぐらい細かく書いていたほうが良いと思う。

また、第2項の「活動の場の提供」と「機会づくり」については、確かに協働と少しかぶる部分はあるかもしれないが、協働の方とは別な意味になっていると思うので住み分けは出来ているのではないかと思う。

参加の保障とするか参加の機会の保障とするかについては、“機会”という言葉はいらないのではないかと思う。きっかけやチャンスを保障するということまで言ってしまうと、どういった形で保障するのかわからなくなってくるので、あくまでも参加の推進を進めることに留めておいた方が、後から“機会づくり”など色々出てくるので、上の方でまとめて書かなくても良いのではないかと思う。

(委員長)

それではこのところをまとめさせていただく。

第2案の方で行くということに関しては全員の意見が一致しているので、第2案を採りたい。

そして第1項について、「参加の機会を保障します」まで書くのか、「まちづくりへの市民の参加を推進します」で止めるのかについては、多数意見という言い方はどうかとは思いますが、意見としては「推進します」で止めた方が良いという意見が多いので、「市は、まちづくりへの市民の参加を推進します。」ということで決めたいと思う。

また、市居委員の方から市民の責任の話などが出てきたが、それについてはいずれ市民の役割や責務に関する項目を議論することになるので、そちらの方に含めて書くことも可能であるので改めて考えたいと思う。

それでは、市民協働の部分に入ることにする。

市民協働については、第3項だけが別案ということで2種類出ている。前回の検討委員会の中で主語が「市は」ばかりになっているが、「市民は」ということで書けないかという意見があり別案を用意してもらったものである。

ひとつは、別案が良いかそれとも別案でない方が良いか、もうひとつは全体として文章表現がこれでもいいのかということ、この2点について話し合いたいと思う。

(丸藤委員)

前回確か「パートナー」という言葉が非常に話題になったと思うが、今回それが入っていない。その代わり第3案の別案のように「市民」を主語にして、第2項の主語が「市」、第3項の主語が「市民」という表現を置くことによって、共同経営者のような感じで考えていくというイメージが立ちやすいので、私は別案の方が良いと思う。

さらに括弧書きになっている「自らの責任を自覚するとともに」という部分もできれば入れて、市民の方もきちんと真剣に考えていかなければいけないのだということのある程度促した方が良いのではないかと思う。議会や市職員や市に対して色々言うけれども、それに対して市民も自らを律しなければいけないということをきちんとした方が良いのではないかと思う。

(委員長)

後半の「議会および市は」の“議会”は入れたほうが良いか。

(丸藤委員)

入れたほうが良いと思う。

(川田委員)

私も別案が良いのではないかと思う。括弧の中も生かして欲しい。

(委員長)

別案でないほうで言うと、第2項の「必要な支援に努めます」という部分が非常に重要な役割がある。市が色々な支援をするということになれば、“お金も出せば、口も出すのではないか”ということになり、市民の自主性や主体性を尊重しないようなことになると困るので、「支援を行うに当たっては市民の自主性および主体性を尊重します」と言うように、第2項を受ける形で第3項があるわけである。それが第3項が別案だと、このつながりがどうなるのかという感じもする。その辺はいかがか。

あるいは、第3項の別案にも、そういうニュアンスをうまく入れられれば良いと思うが。

(丸藤委員)

そこまで考えてはいなかったが、第3項で市民が主語になっていることは非常に良いと思うので、それを生かした形でうまくまとめられれば良いと思う。

(川田委員)

別案の後半「議会および市は、市民の自主性および主体性を尊重するものとします」と書かれているので、原案の第3項のニュアンスというのはここに入っているのではないか。

(委員長)

ちょっと飛んでいないかなと思った。必要な支援をするのだとすると金も出すし口も出す、そうした時に市民の自主性などはどうなるのかという、そういったニュアンスで受けた。

(川田委員)

逆に、市民は決して行政のプロではないので、口も金も出してもらわなければ困る。口も金も出してもらうのは当然として、その他に自主性および主体性を尊重して欲しいというくだりがあるのだと思う。

(委員長)

場合によっては、原案の第3項を入れて、第4項として第3項の別案を入れるということもあると思

う。第2項を受ける形のものがないということがある。

(木下委員)

私も、第3項については原案の方を入れて、「市民は」というものを入れるとすれば第4項にという形ではないかと思う。ただそもそも私は「市民は」という、第3項別案の最初の「自らの責任を自覚する」という部分の“自らの責任”とは何なのかという気がする。こういう条例なので抽象的なのはしょうがないが、正直言って、あまりにも抽象的ではないかと思う。抽象的というより、意味が不明確すぎないかという気がする。私自身は別案ではない第3項の方が頭の中に入って来やすい。

(委員長)

稚内市で作ったときは、この「自らの責任を自覚するとともに」といった感じのものは“市民の責務”のところに入れた。“市民は、参画する場合は自らの発言と行動に責任を持ち、互いにまちづくりの活動を尊重し合い対等の立場で協力するように努めます”といったようにそこで入れている。

なので、ここで入れると、二重になるのではないかと思う。責務や役割と言うのは、市職員の責務とか、議会の責務、市長の責務と役割、市民の役割と責務などのところで、何らかの形で責任については入れざるを得ないと思うが、この「協働」のところに入れなくてはいけないのかということが引かかる。

それを主語が「市は」でずっと来ているのが、「市民は」という文言で主語を変えるのが良いのかということも含めて、いかがかと思う。どちらかというとも木下委員の考え方に近いところはある。

丸藤委員としては、文章としてはこの案そのままでないにしても、何らかの形で市民の自覚を促すようなものを絶対にこの「協働」のところに入れたいといけないか。「市民の責務」のようなどころに入れることはどうか。

(丸藤委員)

多分、「市民の責務」などのところでも、“自らの責任を自覚する”といった内容は当然必要だと思うが、そもそもパートナーシップだとか協働でやっていくときにも非常に無責任無自覚にやってそれを協働というのかどうかということがある。表現は別にしたとしても、パートナーシップや協働といったときにはお互いにそれぞれ責任を自覚したりしていく中で、進めていけるものなのではないかと思う。

(委員長)

それでは、市民については責任の自覚のことを言っているが、市についてはどうなのかということにもなる。市や議会についても書かなくてはいけなくなる。整合性が取れるのだろうかという問題がでてくる。そこで大体の自治基本条例と言うのはまとめて“役割、責務”論のほうに全部入れ込んでしまうというやり方が多いということがある。

(沢口委員)

“協働”という部分だけを考えて市民という部分を入れてしまうと、全部に書かなくてはいけなくなると思う。協働の第1項で“協働を推進しましょう”ということを書いて、“推進するもの”は第2項に書いてあり、第3項は“それを守り、自主性などを尊重する”ということを書くと、協働については全て盛り込まれるのではないかと思う。他の部分は市民の責務などもかぶってくることもあると思うので、今のところは必要最低限にしておき、色々付け加えることも出て来るかもしれないので、残りは全

体が見えてきてからバランスを見て考えた方が良いのではないか。

(委員長)

全体を作り終えてから、一回バランスを見て、付け加えたり削ったりと言うことはあると思う。

(市居委員)

私も、第1項、第2項、別案でない第3項で行ったほうが良いのではないかと思う。「市民の責務」という部分があると言うことで、その中で謳うことが出来るのではないかと思う。

ただ、以前私たちが出した項目の案がどの程度反映されるのかが見えてこないと、今のように「後でこういうがあるので、それは後から議論しよう」という話になっていくと全体が見えないので、ある程度大まかな項目について示されると、議論する上でありがたい。

(委員長)

いくつかの条例案などが出ているので参考にさせていただきたいということと、これから議論するのは、参加・協働の部分だと、この後「コミュニティ」「住民投票」。その後は役割、権利、責務論に入り、市の職員、市長、議会、市民というようにそれぞれについて議論したい。それから、行政運営について、函館オリジナルをどう盛り込んでいくかについて、条例の目的や用語解説をどう入れていったら良いかについて、といったところをやって終わる、という感じである。

イメージというのはこれから議論するものであるからもちろん変わってくるかもしれないが、今もっているイメージと言うのは、いくつかの条例を参考にさせていただければと思う。

(委員長)

それでは、「協働の推進」の第3項は別案ではないほうを採用することとする。また、別案に書いてある内容については、市民の責務、役割の方で改めて主張していただきたいと思う。

(丸藤委員)

個人的には、協働の部分を分厚くすることが函館オリジナルの一つではないかという想いもあるのだが、また後で議論したい。

(委員長)

また、全体の文章が出来た上で、議論する時間があればやっていきたい。では協働の推進についてはもう一点、文章について庁内検討プロジェクトがかなり悩んでいるようだが、特に第2項について「活動できる環境づくり」としたのは、稚内市の条文と全く同一にならないようにという説明だったが？

(庁内検討プロジェクトチーム)

稚内市の第10条の第3項に、「市は、協働によるまちづくりを推進するため、市民同士が互いに協力できる場の提供、機会づくり、情報提供などの必要な支援を行うように努めます。この場合における市の支援は、市民の自主性を尊重します。」というものがあり、全く同じ条文になってしまった。

(委員長)

しかし、「協働の担い手となる人材の育成」は稚内市のほうには入っていないが。また、少し文章を変えるという手もあると思う。「市民が互いに協力できる活動の場の提供と、活動のきっかけづくり」など

のようにしてはどうか。

ニュアンス的に言うと、市民団体同士の情報交換の場であるとかそのあたりのことはすごく大事であるし、協働と言うけれどもきっかけがわからない、つかめないというのはワークショップなどでも出ていることでもあるので、何らかの形で入れ込みたいと思うのだが、どうだろうか。

稚内市と同じ文章というのがまずいのであれば少し変えれば良いわけで、基本的に良いものは入れても良いのではないかと思う。逆に、あまりにも文章が似てしまうからといって、「活動できる環境づくり」という非常に抽象的な言葉で収めてしまうのが良いのかどうかということもある。

丸藤委員にお聞きするが、実際には市民団体同士が協力し合って情報交換したり、出会えるような場というのは、これからますます必要になるのではないだろうか。

(丸藤委員)

もちろん必要になると思う。

(委員長)

そういう想いというのは具体的に書いた方が良いのではないか。

(川田委員)

市民参加のところと文言とかぶるから変えたというのもあるのではないか。

(委員長)

もっと細かく書くというのが私の言っている意味である。

(丸藤委員)

場の必要性が高くなることは間違いなく、市民活動団体もそれほどこの団体も認めていることであると思う。

(委員長)

それを文章化すると、どういう感じになるか。「市民が互いに協力し合い活動する場所の提供と活動のきっかけ作り・・・」。何か上手い文章でそういったニュアンスのことを入れられないだろうかと思うが。市民が互いに協力し合い、そして活動する、そんな場所の提供や確保。それと、市民が本当は協働で何かやりたいけれども活動のきっかけがつかめない、見えないということがあるので、活動のきっかけが出来るようなそういう仕組みづくり、あるいは支援、と言ったようなニュアンスが入るうまく入れれば、かなり具体的になる。協働のところ具体的に書かなくてはいけないのはこのことだと私は思う。市民参加のところよりももっと具体的に書かなくてはいけないと思う。稚内市よりももっと具体的に書いた方が良いと思う。しかしこれらはあくまで私の意見である。協働というのは自治基本条例のものすごく重要な部分になると思うので、しっかり書くということであると思う。“協働のまちづくり”ということがやはり自治基本条例のメインになると思う。ある意味、これがなければ自治基本条例を作る意味はないと、それくらい言っても良い。

(委員長)

それでは、私の方で文章を考えたので、これについてご意見賜ればと思う。協働の推進の第2項の部分。「市は協働によるまちづくりを推進するため、市民が互いに協力し合い、活動できる場所の提供と、市民が活動するきっかけづくり、情報の提供、協働の担い手となる人材の育成、その他必要な支援に努

めます。」

(川田委員)

市民参加とかぶらないか。

(委員長)

かぶるが、市民参加の方は「活動の場の提供、機会づくり、情報の提供などその仕組みの整備に努めます。」ということになっている。よりちょっと具体化したものだと考えて良い。

私の想いはあるのだが、ちょっと重なり過ぎているだろうか。

(川田委員)

市民参加のところに書いてある第2項については、今委員長が作った協働の推進の第2項と似たようなものが並んでいるが、末尾が「仕組みの整備に努めます」となっていて、協働の推進の末尾は「必要な支援に努めます」となっている。ニュアンスが違うとしたらその部分くらいだと思う。その違いがどれほどのものかということについては計りかねる。少し解説をいただければ助かるが。

(委員長)

私の想いとしては、実際に協働をしていくためには市が支援をしなくてはならないことと言うのがあり、「協働」の部分で具体的に書かなくてはならないだろうということ。またそうした時に市民団体相互間の情報交換も上手く出来ていない状況があり、お互いが一緒になって活動できるような場所もあまりない、市民自体が活動するきっかけがなかなかつかめていない。そういうことも含めて入れ込んでいきたいと思っている。それから協働の担い手となる人材の育成や情報の提供といったものももちろん必要になってくる。やはり協働のための市の必要な支援がこういったところにあるのではないだろうかと思う。そういったソフトの部分もちゃんと書き込まないとちょっとまずいのではないかという趣旨である。

ただ川田委員の言うように、ちょっと市民参加の方とだぶるという感じはある。こっちは「必要な支援」参加の方は「仕組みの整備」となっているということで問題はありますが、想いとしてはこういうものを入れたいというものである。

(川田委員)

委員長の市民協働の想いを生かすとすれば、市民参加の書き方をいじらないといけないのではないかと。同じような内容をあちらこちらに書かないと言う考えで言えば。

(委員長)

市民参加の方をなおすという考えも出来るだろうし、私の案自体が全然完璧なものではないのでこっちをもう少し修正していただければと思う。

(沢口委員)

文章表現だけが、「活動できる場所の提供」はある程度あっても差し支えないと思うが「活動するきっかけづくり」については参加の部分とかぶるところが多くでてくると思うので、ちょっと言葉の意味合いは違うかもしれないが、最初の案にあるような「活動できる環境づくり」とすると、参加の方とは違ったニュアンスになるのではないかと思う。

(委員長)

「市民が活動できる環境づくり」となるほど。

(沢口委員)

「市は協働によるまちづくりを推進するため、市民が互いに協力し合い、」の部分、主語とのつながりがちょっと？「市民が互いに協力し合い」の部分抜かしても良いのではないかと。

「市は協働によるまちづくりを推進するため、活動できる場所の提供と、市民が活動する環境づくり、情報の提供、協働の担い手となる人材の育成、その他必要な支援に努めます。」

(委員長)

委員の皆さんの中で良い文章は作れないだろうか。

逆に、「情報の提供」の前に何か形容詞的なものを入れるという手もあると思う。「情報の提供」というのはまるっきり市民参加の方と同じ文章が入っているが、そうすると市民参加の方に書いてあるものと比べて、かなり具体的になるだろう。

(事務局)

確かに、この原案を作る際に、市民参加と市民協働の重複感と、プロジェクトが作ってきた案がかなり似ていたのだから、抽象的にしたつもりではないのだがもう少し変化をつける意味合いで今回のような条例案を作成させていただいた。

今言っていた「市民が互いに協力し合う」、「活動できる場の提供」、「市民が活動する環境づくり」と思う。きっかけよりは環境が良いのではないかと。条例としては「きっかけ」という言葉は入れづらいと感じる。

「情報の提供」となると、情報共有の部分とも大分重なった言葉が出てきてしまうので、“さまざま”とか“多様な”、“活動に必要なさまざまな”などとなると思う。

(委員長)

全体が出来てから最終的にもう一回調整するので、重複感が残っても良いと思う。逆に今問題意識のあるもの、良いものを落としてしまうと言うのではなく、最後の段階で調整するという風にした方が良いと思う。最初から落としてしまうと、今度また後で出てこれるかどうかという心配がある。だぶり感、法制の問題も含めて調整するのは当然であるが。

それではこのところは「市民が互いに協力し合い、活動できる場所の提供と市民が活動する環境づくり、活動に必要なさまざまな情報の提供、協働の担い手となる人材の育成、その他必要な支援に努めます。」ということにしてよいか。

(丸藤委員)

先ほど事務局の小林さんも言っていたが、活動できる場所の提供ではなく「活動できる場の提供」の方が良いと思う。

(委員長)

後は市民参加の方と調整していきたい。はじめから調整していったら案外良いものが落ちてしまう。最後全体の調整と言うのは2回くらい必ず設けて、検討委員会でやらなくてはいけない。これで決まったというやり方はしない。

(川田委員)

その手法が進めるとなると、先ほどの協働の推進第3項別案も残しておいて後で削っていただいても

良いかと思うが。

(委員長)

根拠を明確にしない限りは削れない。ただその部分は市民の責務や役割の方で入れられると言うことがあるので、ということである。

(事務局)

川田委員の言った部分については4項として括弧書きで残しておくか。

(川田委員)

私がきちんと覚えておくことにするので良い。

(丸藤委員)

私も覚えておくことにする。

(委員長)

それでは、「市民の責務」のあたりを議論する際にお二人からまた出していただければと思う。

(川田委員)

全体像を見ないと確かにわからない部分もあると思う。

(委員長)

その通りである。それではこのような形で整理をさせていただき、これで「市民協働」についてはいったん終了と言うことにしたい。

3 コミュニティについて

(委員長)

それでは次に、コミュニティについて進みたいと思う。コミュニティといってもわかっているようでわかりにくい言葉でもある。そこでコミュニティについて事務局に資料を作成していただいたので少し説明していただき、それから議論に入りたいと思う。

――事務局より資料に基づき説明――

(委員長)

コミュニティというのも参加・協働の部分に関連して入ってくる部分だと思う。ただコミュニティについては具体的に記載していない自治基本条例も多いと言うのも資料にあった。私が関わった帯広と稚内市ではどちらもコミュニティについては入れたが、稚内ではかなり具体的に入れたのに対して帯広は抽象的に書いているという違いがあった。ちょっと委員長メモを見ていただきたい。

コミュニティについては別個規定する必要があるのかということに関連して、

- ・ 定義の必要性
- ・ 例えば用語の定義を総則で行うのか
- ・ 定義をするにあたっては、コミュニティの活動に力点を置いて具体的に書くのが良いのかどうか
- ・ コミュニティ活動について、具体的に書くのかどうか
- ・ 市の施策について、具体的に書くのかどうか
- ・ コミュニティについて独立した章ではなく「参加・協働」の章の中に移譲もける方が良いのか、そ

れとも独立した章にするのが良いのか。

といったことがある。

具体的に書けば、わかりやすさがでる。具体的に書くということとは、その市が条例の中で力点を置いているところというのがわかる。ただ、条例全体としてのバランスや、抽象的に書いた方が効果的だということもあるかもしれないので議論をしていきたいと思う。

参考資料にある他の自治体のものを見ると、三鷹市、稚内市などを除くと割と抽象的といえれば抽象的であると思う。

まず、コミュニティを書く必要はあるか。

(川田委員)

書きたい。前に意見集約メモにも書いたことだが、地域の役割や市民活動などに関することは入れておいたほうが良いのではないかと思う。

(委員長)

コミュニティを入れなくても良いという方はいるか。——なし——では、コミュニティについては書くということとする。

それでは、その書き方に関することであるが、“コミュニティについての定義”は必要かどうか。定義しなくても、いきなりコミュニティ活動というところに力点を置いて、例えば、抽象的にコミュニティ活動の自主性を尊重しますといった書き方をするか、あるいは具体的にコミュニティ活動の種類や重要性などを書くというやり方もあると思う。また、コミュニティと言うのはこういうものかということをしっかり書いたほうが良いのか。書くとしたら用語解説に書くのか、コミュニティの所に書くのが良いのかといったこともある。

(川田委員)

コミュニティという言葉はそれほど一般的でない。何も説明しなくても皆がわかってくれる言葉ではないので、何かしらの定義は必要だと思う。私の希望としては第2条用語の定義の中に入れれば良いかと思うが、解説に入れるという手もあるかと思う。それから、コミュニティについては、地域を単位としたコミュニティと、市民活動という意味でも範疇に含めた方が良いのではないかと思う。

(委員長)

広くコミュニティをとって入れていきたいということである。

(丸藤委員)

定義は必要だと思う。ただ、現場の声として言わせてもらおうと、定義をするのは易しいが、実際グレーゾーンに入るような団体が多いと思う。また、NPOなどをやっている人たちの中では、NPOがコミュニティだという自覚がないのではないかと思う。コミュニティというとどちらかと言うと地縁など、地域でやっているようなものはわかりやすいが、志で結びついているような団体に入っている人たちはあまり自分たちがコミュニティという意識を持っていなくてやっている人が多い。

(委員長)

私の恩師である方は、NPOを立ち上げて高齢者のサロンのようなものを行っているが、そういったところにやってくる高齢者は逆に町内会や老人クラブなどが嫌いという人も多いという話であるので、

コミュニティという中でも色々な関係があって複雑であると思う。

(丸藤委員)

何らかの形で定義をすることについては異論ないが、難しい。

(委員長)

稚内でも、そういった議論はあり、条文を見ると実に上手く書いている。用語解説でやっているが、「この条例で使うコミュニティとは、住んでいる地域を単位とした町内会、テーマ別に活動しているボランティア団体などの心豊かな生活を目指して結ばれた多様な組織を言います」とあり、おそらくこれが最大公約数だろうと思う。

(川田委員)

函館市全体で一つのコミュニティと言うわけには行かないので、何がしかのセグメントがありそれがコミュニティであるだろう。それが場所的な意味で区切られるのか、あるいは別の意図で区切られるのかというだけだと思うのでかなり広い範囲で定義しても問題ないのではないかと思う。

(委員長)

地縁となると町内会のことで、またテーマ別となるとNPOなどの活動はほとんどテーマ別であるので。

(川田委員)

ただ、町内会については、函館市が定めた行政区域であるから、コミュニティとして定義するのは無理があるのではないか。

(委員長)

だが、これからはそこが大事な役割をするようになる。今までは親睦団体であったが、これからはもう少し住民協働の中で町内会の人にも役割を果たしてもらわなくてはいけなくなるだろう。

(市居委員)

全般的に考えると、団体と言うよりは地縁組織という意味合いの方が、福祉の分野については強く占めて担っているので、以前に出した意見集約メモの中で書いたように、地域の役割の中で町内会、自治会と言うものがあり、そういったものの中にNPOなども一緒に取り込んでいかななくてはいけないということだと思う。

コミュニティの定義についてはかなり幅広くしておかないと、参加の定義から外れてしまうような気がする。

(丸藤委員)

今までの市民参加や協働と言うと、どちらかと言うと積極的に「私は市民活動をしています」と明確に意識している人向けのアピールのようなイメージがあるが、コミュニティを入れることによってほぼ全員を網羅できるのではないかと思う。だから、そういう意味では、定義をすれば幅広くした方が良いのではないかと思う。

(委員長)

では、グレーゾーンが出てくる可能性があるということについては、そのグレーゾーンについてもひっくるめて、テーマ別に活動している団体も全部コミュニティに入れるということで良いか。

(丸藤委員)

そうになってしまうのではないだろうか。

(市居委員)

それについては、稚内でも書いているが「この条例で言うコミュニティとは」というその部分なのではないか。それが、福祉なのか文化なのか音楽活動なのか色々あると思うが、それが条例の中で生かされるときには、それぞれの団体が自分たちが当てはまるかどうかと判断できるのではないかと思う。

(委員長)

では、抽象的な形で、稚内のような考え方を踏襲するような形で書くこととするか。——異議なし——それでは定義についてはとりあえずそういう形とする。

次にコミュニティ活動について、具体的に書いたほうが良いか、抽象的に書いたほうが良いかということについてはどうか。稚内で決めたときには、ちょうど検討委員会をやっている間にかなり大きな事件があったりして、“防犯”と言うことがすごく重要なポイントとなって、それを果たすコミュニティの役割などについてもかなり議論されたということがあった。

コミュニティ活動は本当に広いが、まず“親睦”というのが最初にあるのだと思う。そしてその親睦を超えて、“高齢者の支えあい”や“防犯・防災”などの話に広がってきており、自治基本条例としては、そういった活動がもっと増えると良いというスタンスであるのだと思う。

(川田委員)

ところで、「コミュニティ活動は大事であるから、それを奨励して活動が盛んになるようにすべきだ」という前提で話していてよろしいか。

(委員長)

コミュニティは協働の担い手として重要な位置づけがあるということなので、そういう前提でよい。

(市居委員)

定義は、町会などの地域組織とNPOやボランティア団体というのは、同じくくりの中で整理できるのだろうか。同じコミュニティとして定義したとしても、地域組織という分と、別なNPOなどの部分に色分けしないと、一つの文章や項目の中で説明するのは難しいのではないかと思う。

(委員長)

であるから、ひとくくりにすると抽象的な表現になってくると言うことになるのだと思う。ただ、稚内などは、全部含まれてかなり具体的に書いたケースである。NPOが入っていないのは、実際NPOがなかったというだけで特に深い意味はない。

(丸藤委員)

将来的に出来るかもしれないから入れておこうと言うのはなかったのか。

(委員長)

それはなかった。どうなるかわからないということであるので。もし書くとしたら、“NPOをそだてます”というような書き方になると思うが、ちょっと書きづらいことではある。なので、何も入れなかった。

先ほどの市居委員の発現についてだが、分けなくても書こうと思えばかけるのだと思う。細かくコミ

ユニティを規定していこうとすると、市居委員の言うようなことになるのだと思う。そういった場合にはどこまで細かく書くかという問題もあると思う。

たいていの所では“市の施策”を書いている。“コミュニティ活動の内容”や、“市と市民がそれを守り育てる必要がある”と言ったような表現やニュアンスも多い。

(市居委員)

なんとなく、地域コミュニティについて書いているところが多い気がする。

(委員長)

参考資料を見ると、それぞれの形があるようだ。函館はどうするかという話になるだろう。

(丸藤委員)

最近、市民活動やNPOの世界でコミュニティと言うと、“コミュニティビジネス”などもあるがそれもこのコミュニティの部分の範疇でありうるか。

(委員長)

それは、ちょっと違うのではないか。

(川田委員)

コミュニティビジネスとは何か。

(丸藤委員)

“地域による地域のためのビジネス”と言ったような意味合いである。いままで市民活動団体やNPOというのはボランティアとしてやるのが当たり前という流れだったが、それをきちんとビジネスにして、雇用を発生させようという役割もあり、まちも発展させていくというもの。函館にはあまりないが、札幌などでは結構ある。今金の例は、普通は農協を通してお米を売るが、特殊なお米の保存方法を開発して、農家が何件か集まって直売所で売っているというのがある。地域に対して農家が安心、安全なお米を売って還元しているというのは一つのコミュニティビジネスであると言える。

(川田委員)

有償ボランティアとは違うのか。

(丸藤委員)

それと違う点としては、きちんと会社として成り立っていること。ただし、一般的に会社というのは会社を大きく成長させていくということが一つの目的ということがあると思うが、そうではなくて売り上げはそんなになくても良いからそれで地域の人が幸せになればよいという考えでありながら、やっている人もきちんと報酬を得て、お互いに幸せになろうというビジネスモデルである。

(委員長)

確かにそういったものが広がる可能性はある。若干意味合いは違うが、あえてコミュニティビジネスと言わないで、コミュニティ活動に入れてしまっても良いのではないだろうか。

では、この部分は次回もう少し議論をして、決めて行きたいと思う。

今日欠席しているが、コミュニティに深い関わりのある町会連合会長の敦賀委員や、PTA連合会会長の若杉委員の意見も必要だ。町内会などについては、社会福祉協議会も深く関わっているだろうと思う。ということで、次回もう少し議論していきたい。

4 その他

(委員長)

(川田委員の提案を受け)次回からは途中10分くらいの休憩を入れて行きたいと思う。

●今後の予定 (9月15日に条例をあげることを目標として。)

- ・ 7月 1日 (火) …「コミュニティ」「住民投票」
- ・ 7月16日 (水)
- ・ 7月22日 (火)
- ・ 8月は第4週目に1回, 第5週目に2回 (連日もありうるか) の計3回実施
- ・ 9月15日完成目標

以上で終了する。

5 閉会